

(ひな形)

事務連絡
令和5年11月29日

関係施設・支援団体 宛

厚生労働省●●局●●課

マイナンバーカードの出張申請受付の希望調査について

平素よりマイナンバーカードの取得促進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

政府としては、マイナンバーカードの申請に当たり、市区町村職員による出張申請受付（市区町村職員が施設等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請サポートのほか、本人確認を行ってカードの申請を受け付けること）を推進しております。出張申請受付は、市区町村職員が施設等に出向いたときに本人確認を行うことから、郵送でカードを受け取ることができる等、申請者の負担が少ない申請方法です（具体的な手続きの流れ等は、別添1-1「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」（本編）の9頁以降をご覧ください。別添1は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。）。この仕組みを積極的にご活用いただけるよう、出張申請受付を希望される施設等を厚生労働省においてとりまとめ、総務省を経由して市区町村に対して情報提供を行うこととなりました。

回答フォームにご登録いただいた施設等に対しては、具体的な出張申請受付の実施方法等について、市区町村より別途ご案内する予定です。

希望される施設等におかれましては、12月15日（金）までに回答フォームに必要事項をご記入いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は、個人宅への出張申請受付を希望する場合にもご登録いただけますが、施設・支援団体等の皆様から個々の利用者等に対して網羅的な照会をお願いするものではありません。

出張申請受付に関してご質問等ございましたら、市区町村のマイナンバーカードの出張申請受付等に関する市区町村の窓口（別添2）にご連絡ください。

本調査に未登録であっても、各市区町村において出張申請受付の実施はできますので、直接、所在する市区町村に出張申請受付の実施についてご相談いただいても差し支えありません。また、上記期限を超過した後も、当分の間、回答フォームにて出張申請受付のご希望を受け付けております。ご登録いただいた情報は、定期的に（月1回程度を予定）総務省を経由して市区町村に対して情報提供を行う予定です。

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

1 2月上旬を目処に、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）の導入も予定しております（詳細は別添1－1の7頁を御参照ください。）ので、出張申請受付の活用をご検討いただけますと幸いです。

（回答フォーム） https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202311_01_voice

マイナンバーカードの出張申請受付に関する希望調査（厚生労働省）

（本調査について）

- ・市区町村職員による出張申請受付を希望される場合は、以下の項目に回答してください。
（出張申請受付の詳細は、福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアルを[掲載ページへのリンク](#)）。
- ・回答内容は、総務省経由で各市区町村に情報提供させていただきます
- ・個人宅への出張申請受付を希望する場合も記載いただけます。
- ・記載いただいた連絡先については、出張申請受付の実施方法について、市区町村から相談がある場合がございます。
- ・個人の氏名・住所・電話番号等の個人情報を入力しないでください。

出張申請受付を実施してほしい市区町村の所在都道府県を回答してください。
（施設の場合は施設所在地、個人宅の場合は個人宅所在地を回答してください。）

出張申請受付を実施してほしい市区町村名を回答してください。
（施設の場合は施設所在地、個人宅の場合は個人宅所在地を回答してください。）

施設等の名称を回答してください。
（個人宅への出張申請の場合は、このアンケートフォームの送り元の団体等の名称を回答してください。）

施設等の電話番号（直通）を回答してください。
（個人宅への出張申請の場合は、このアンケートフォームの送り元の団体等の電話番号（直通）を回答してください。）

施設等の代表番号と内線があれば回答してください。
（個人宅への出張申請の場合は、このアンケートフォームの送り元の団体等の電話番号（代表番号と内線）を回答してください。）

施設等のメールアドレスを入力してください。
（個人宅への出張申請の場合はこのアンケートフォームの送り元の団体等のメールアドレスを入力してください。）

<厚労省から調査を発出した団体（38団体）>
KHJ全国ひきこもり家族会連合会、高齢者住宅協会、成年後見センター・リーガルサポート、全国介護付きホーム協会、全国救護施設協議会、全国軽費老人ホーム協議会、全国更宿施設連絡協議会、全国肢体不自由児施設運営協議会、全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、全国重症心身障害児（者）を守る会、全国身体障害者施設協議会、全国アイ・ケア協会、全国手をつなぐ育成会連合会、全国福祉用具専門相談員協会、全国婦人保健施設等連絡協議会、全国盲老人福祉施設連絡協議会、全国有料老人ホーム協会、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、全日本ろうあ連盟、日本介護医療院協会、日本介護支援専門員協会、日本看護協会、日本在宅介護協会、日本視覚障害者団体連合、日本重症心身障害福祉協会、日本精神科病院協会、日本相談支援専門員協会、日本知的障害者福祉協会、日本認知症グループホーム協会、日本福祉用具供給協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本訪問看護財団、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会、ひきこもりUX会議、「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会